

# 特例郵便等投票について

7月10日に第26回参議院議員通常選挙の投開票が行われますが、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をされている方は「特例郵便等投票」ができます。

## 1. 特例郵便等投票制度とは

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養をしている方で、一定の要件に該当する方は、郵便で投票ができます。

## 2. 対象となる方

次の①または②に該当する方で、投票用紙等の請求時に、外出自粛要請または隔離・停留される期間が、投票をしようとする選挙の期日の公示または告示の日の翌日からその選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方が利用できます。

- ①感染症に関する法律または検疫法の規定による外出自粛要請を受けた方
- ②検疫法の隔離・停留の措置により宿泊施設内に滞在されている方

## 3. 投票用紙等の請求と投票

投票しようとする選挙の投票日の4日前まで（必着）に、選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒を郵便等で請求し、記載済みの投票用紙を返送していただきます。

- ・「特例郵便等投票制度」について（総務省）  
[https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/tokurei\\_yuubin.html](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html)

詳しい手続き方法についてはお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 鏡野町選挙管理委員会事務局（総務課内）担当：草苺・中川 電話(0868)54-2111

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

【基準日：令和4年6月1日】

## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金対象世帯追加のご案内

受給には手続きが必要です

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）に、令和4年度新たに住民税均等割非課税となった世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯が追加になりました。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **10** 万円

### 給付金の支給時期

鏡野町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間前後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の  
「住民税均等割が非課税」  
の世帯

令和4年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

#### 鏡野町から確認書が届きます (要返送)

※一部申請が必要な場合があります  
令和3年度中に給付金を受給された世帯は対象になりません。

#### 申請が必要です

申請期間：令和4年7月1日(金)～令和4年9月30日(金)  
申請時点で鏡野町に住民登録のある世帯に限りです。  
【申請書記布先】鏡野町役場 総合福祉課窓口

**お問い合わせ先** 鏡野町役場総合福祉課 福祉係 担当：渡邊 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891